

「ナッジを活用した高齢者の健康づくり推進事業業務委託」仕様書

1 委託件名

ナッジを活用した高齢者の健康づくり推進事業業務委託

2 履行場所

福岡市福祉局生活福祉部地域包括ケア推進課(福岡市中央区天神一丁目8番1号)ほか

3 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 業務の目的

人生100年時代が目前に迫る中、65歳を超え高齢期に入ってからでも元気に活動的に過ごすことがこれまで以上に重要になっている。

こうした中、市においては、高齢者に向けて、健康づくり・介護予防のための様々な事業を実施しているが、参加者の固定化や無関心層への働きかけ、取組みの継続などの課題を抱えている現状がある。

健康に関心がない人や、運動が大事だと分かっているが行動に移せない人も含め、多くの高齢者に効果的にアプローチし、健康づくり・介護予防に向けた行動変容を促していくため、既存事業へのナッジの導入及びナッジを活用した新たな取組みの立ち上げを図る。

5 業務内容

(1) 既存事業の総点検及びナッジを活用した効果的な取組みの提案

現在実施している健康づくり・介護予防事業の点検を行い、ナッジの活用を検討するとともに、より効果的なあり方への見直しや、新たな取組みを提案すること。

※ 点検にあたっては、事業を体系的に整理の上で、目標設定や課題、改善方法などを提案すること。

※ 従来行われている啓発に加えて、新しいナッジの活用手法を積極的に検討・提案すること。

(2) ナッジを活用した取組みの試行の支援

(1)を踏まえ、市が実施する取組み(試行)を支援すること。また、その効果検証を行うこと。

(3) 独自提案

本業務全般について、本仕様書に記載する事項以外に本事業の目的達成に効果的と考えられる追加提案がある場合は、具体的に提示すること。

※ 本業務の実施にあたっては、ナッジに関する有識者の助言を受けるとともに、当該有識者と市担当者を交えた協議を適宜実施すること。

6 成果物

- ・報告書
- ・報告書のデータを収めたCD-ROM

7 個人情報・情報資産の保護

受託者は、業務を実施するにあたっては、個人情報及び情報資産の取扱いについて、契約書で定める「個人情報・情報資産取扱特記事項」を遵守しなければならない。

8 その他

- (1)本件委託業務の実施に当たっては、本仕様書及び担当者の指示に従って誠実に実行すること
- (2)本件委託業務の実施にあたっては、福岡市に随時報告し、必要に応じて適宜協議すること
- (3)業務の再委託に際しては福岡市と協議を行うこと
- (4)関係法令を遵守の上、業務を行うこと
- (5)協議記録や資料は、市が求めた際に速やかに提示できるよう、整備しておくこと
- (6)本件委託業務完了後、速やかに完了届、成果物および業務報告書を提出し、委託内容について、履行の確認審査を受けること
- (7)作成した資料・データの著作権は、全て福岡市に帰属するものとする
- (8)この仕様書に定めのない事項については、市と受託者が協議して定める。